

新型コロナウイルス感染症蔓延防止に向けた緊急事態措置の 延長に係る事業者の営業形態等の協力要請について

令和2年5月8日
御宿町新型コロナウイルス対策本部
本部長 御宿町長 石田 義 廣

国の緊急事態宣言を受け、千葉県では県内全域に緊急事態措置が示され、外出自粛要請等の措置が行われましたが、令和2年5月4日の国の緊急事態宣言の延長が示されたことから、これまでの措置が5月31日まで継続されることになりました。

このような状況の中、御宿町においては5月の連休中に海岸でのレジャー客をはじめ、サーフィン、釣りなど、町外から不特定多数の来町者が見受けられました。

幸いなことに、御宿町からは新型コロナウイルスの感染者が発生しておりませんが、ゴールデンウィーク以後の2週間の対策が新型コロナウイルス感染症予防に非常に重要な期間であると考えております。

このようなことから、御宿町では新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策を強化させていただきます。

ついでには、感染者が複数見受けられるエリアからの不特定多数の利用が見込まれる業種に関し、町独自に蔓延防止策を強化したく下記期間における営業形態や営業時間の短縮等のご協力をお願いいたします。

事業主の皆様におかれましては、厳しい状況にあると思っておりますが、新型コロナウイルスの早期鎮静化を図るため、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 要請期間：令和2年5月9日（土）～5月24日（日）16日間

(2) 要請対象とする業種及び要請内容

①宿泊業

- ・行楽を主目的とする宿泊の自粛、6人以上の団体客の受入れ制限、共用スペースの感染防止対策の徹底、客室定数の基準見直しなど

②飲食業

- ・営業時間の短縮、19時以降の酒類の提供の自粛、家族以外の5人以上の団体の利用制限、座席レイアウトの工夫など

③遊漁船業

- ・夷隅地域以外からの利用客の制限、1回当りの乗船人員の見直しなど